

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WG（第19回）	資料 6－1
令和8年 7月15日	

(厚生労働省7(Ⅱ－4－1))

施策目標名	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ－4－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること						
施策の概要	1	① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。))により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずること、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、生活衛生関係営業の業界として物価高騰や人材確保等に対応するため、専門家による各種補助金等の活用支援や経営に関する相談等支援、業種ごとの生活衛生同業組合連合会が実施する価格転嫁の広報等への支援のほか、生活衛生関係営業営業者のデジタル化の支援や収益力向上等に関するセミナーを実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。					
	2	② 建築物における衛生対策の推進 ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。))に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。また、同法では建築物清掃業等8業種について、都道府県知事の登録制度を設けている。 ・ これらの建築物の維持管理を行う事業者のうち、建築物清掃業にあたるビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始した。					
施策を取り巻く現状	生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、物価高騰や人材確保等に対応する必要がある中で、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。						
	・ 建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられている。 ・ 令和8年2月の閣議決定により、令和11年度末までのビルクリーニング分野における1号特定技能外国人の受入れ見込数は32,200人と設定されているところ、実際の受入れ状況は令和7年12月時点で8,395人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受入れを図っていく必要がある。						
施策実現のための課題	1	・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた営業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げや物価高騰、人材確保等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。					
	2	・ 近年、建築物の高層化、深層化、複合化等が急速に進み、大規模化・多様化している。こうした状況の他にも、空調設備や給排水設備の技術革新への対応など、特定建築物の維持管理権限者が維持管理を行うにあたってより複雑で高度な知識・技術が求められるようになっている。 ・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和76年度は2.12となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度：1.94、平成27年度：2.24、平成28年度：2.64、平成29年度：2.95、平成30年度：3.03、令和元年度：2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10、令和4年度2.65、令和5年度2.46、令和6年度2.34、令和7年度：2.12 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。			生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、営業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。		
	(課題1)						
	目標2	建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。			公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。		
(課題2)							
施策の予算額・執行額等	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,642,712	4,276,667	4,255,648	4,172,795	4,206,673
		補正予算(b)	1,212,807	938,155	617,581	688,282	—
		繰越し等(c)	864,937	749,807	785,394	617,581	／
		合計(a+b+c)	6,720,456	5,964,629	5,658,623	5,478,658	
	執行額(千円、d)	4,643,661	4,180,349	4,157,238	4,378,098		
	執行率(d/(a+b+c))	69%	70%	73%	80%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
	—		—	—			

達成目標1について		生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。									
測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率 (健康・生活衛生局 生活衛生課調べ) (アウトプット)	指標の選定理由	生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。 厚生労働大臣が各業の振興等について定める振興指針の内容を踏まえ、組合が具体的な計画として「振興計画」(※)を策定する。振興計画に基づいた事業を実施する生活衛生同業組合が増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者へ安全・安心なサービスを提供する効果が期待できる。 このため、衛生水準の維持向上には、生活衛生関係営業の振興が重要であるとともに、計画未作成組合を解消していくことが必要であり、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、氷雪販売業)について認定数を増やし、認定率を上げることが指標とした。 ※「振興計画」とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のこと。 (参考)認定率の計算方法は4業種の振興計画の策定率(分母:組合数、分子:振興計画を策定している組合数)の平均としている。4業種それぞれの認定率は別紙参照(P)。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	近年、振興計画の認定率は60%前後で推移している。このため、認定率が上昇することを目標とし、認定率を70%とすることを目標としている。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	○	△	
		60%	前年度 (60.5%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	70%	70%	70%			
			58.6%	58.6%	59.0%	59.0%	60.2%				
	指標2 日本政策金融公庫貸付件数 (生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ) (アウトプット)	指標の選定理由	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるところ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標値とした。 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。 ※ 令和7年度の回帰分析に使用する令和6年度実績については、令和6年度上半期時点の実績と前年度の同期間との増加率を用いて、令和6年度通年の見込み件数を使用している。(令和5年度上半期実績:3,901件、令和6年度上半期実績5,999件) (参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件、令和元年度実績:14,173件、令和2年度実績:28,581件								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年度情報(2、3、4、5、6)を説明変数xとし、貸付実績(15,831、9,048、8,003、7,562、11,343)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 y=-1046.2x+14542 …(A) (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の貸付実績の予測値として7219が得られる。 ※年度情報の6は、令和6年度上半期時点実績の対前年度比を求め、前年度通年実績に乗じて求めた。 ※年度情報の2は、令和2年度貸付実績が新型コロナウイルス感染症の影響により極端な外れ値になっているため、実績をそのまま採用せず、前年度から5年間の実績を回帰分析し用いている。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	◎		
		14,173件	15,709件以上	11,774件以上	9,928件以上	4,608件以上	7,219件以上	7,219件以上			
			9,048件	8,003件	7,562件	10,860件	11,284件				

達成目標2について		建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。									
測定指標	指標3 建築物衛生法第12条に基づく 都道府県知事による 改善命令等の件数 (アウトカム) (衛生行政報告例による)	指標の選定理由	建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する3,000平方メートル以上の規模を有する建築物（特定建築物）の維持管理に関し、基準違反と環境衛生の悪化を示す改善命令等の措置件数が指標として適切であると考えた。 【※本指標は令和7年度から】								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過去達成していたものの、令和3年度以降達成できていない「10件以下」を目標と定めた。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度			
		令和元年度から令和5年度までの措置件数	-	-	-	-	10件以下	10件以下			
		$\left(\begin{array}{l} \text{R5年度:32} \\ \text{R4年度:12} \\ \text{R3年度:16} \\ \text{R2年度:8} \\ \text{R元年度:13} \end{array} \right)$	16件	12件	32件	0件	集計中 (令和8年10月頃公表予定)				
	指標4 ビルクリーニング分野1号特定技能外国人の受入人数 (アウトカム) (出入国在留管理庁報告による)	指標の選定理由	国民が生活する建築物内部の公衆衛生を確保するにあたり、ビルクリーニング業に従事する人材の不足による諸問題を解消することが必要となる。人材不足の解消に向けたアプローチとしては機械による自動化が挙げられるが、省力化技術として確立されている清掃ロボットの主な使用用途は平面に限られ、ビルクリーニング業は依然として労働集約型産業としての要素が強い。そのため、人手そのものを確保する必要がある。 上記背景から、外国の人材を確保することが必要となり、その進捗状況を測定する主要な指標としては受入人数そのものをを用いることが妥当と考えられる。 【※本指標は令和7年度から】								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年度情報(3,4,5,5,25)(※5.25は令和6年6月を指す)を説明変数xとし、特定技能外国人の受入人数(650,1867,3520,4634)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 $y=-4576+1679.7x \cdots (A)$ (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の受入人数予測値として7181が得られる。この予測値から受入人数を20%引き上げることを目標とし、 7181×1.2 により8617人を目標値として設定した。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		令和6年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年			
		令和3年から令和6年6月までの受入実績 (650,1867,3520,4634)	-	-	-	-	8,617人	令和6年6月時点で推計される受入人数予測値から20%増			
			650人	1,867人	3,520人	6,140人	8,395人				
	指標5 母国で生活する外国人材に向けたビルクリーニング分野に係るセミナーの開催 (アウトプット) (委託事業によるセミナー実施実績による)	指標の選定理由	特定技能制度は複雑であり、特になじみのない土地で働くことになる外国人材にとっての障壁となっている。また、特定技能制度は多くの分野において運用されており、ビルクリーニング分野に魅力を感じてもらうことが人手不足の解消にあたり必須となる。 このことから、外国人材に向けたセミナーを母国の言葉で実施することが有効と考えられるため、主要な指標と合わせてセミナーの実施回数を測定指標として選定した。 【※本指標は令和7年度から】								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	四半期に1回よりも多く開催することを目標と設定した。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度			
		外国人材を対象とするセミナーの実施回数 (2回)	-	-	-	-	5回	外国人材を対象とするセミナーを5回実施する			
			0回	0回	2回	4回	6回				
	【参考】指標6 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数	実績値									
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
		796人	1,965人	3,967人	5,841人	8,553人					

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果)B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】 - 指標1については、目標を達成できなかったものの、前年度と概ね同じ実績値で維持できたほか、目標値の8割以上の実績値を達成できたことから「△」(概ね達成)と評価した。 - 指標2については、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値である7,219件以上とすることを目標値としたところ、令和7年度貸付件数は11,284件と大幅に上回り、目標達成率は156%であったことから、「◎」(目標を大幅に上回る)と評価した。 【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】 - 指標3については、令和7年度の措置件数は現在集計中であるが、令和6年度は目標を大幅に達成しており、令和7年度においても達成が見込まれることから「(○)」(目標を達成しているとみなせる)と評価した。 - 指標4については、目標である受入実績(8,617人)を達成せず8,395人であったものの、受入実績は過去5年間で増加傾向にあり、目標達成率は97%であったことから、「△」(概ね達成)と評価した。 - 指標5については、令和7年度のセミナー実施回数は6回であり、目標値(5回)を上回っている(目標達成率120%)ため、「◎」(目標を大幅に上回る)と評価した。 【総括】 - 以上により、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となったことから、③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【達成に向けて進展あり】と判定した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】 - 指標1については、人的リソースが少なく体制が整っていない組合による計画の策定が進まなかった等の要因により、目標は達成できなかったが、前年度の実績値は概ね維持しており、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られていると評価できる。 - 指標2については、現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者に向け、情勢を踏まえた資金繰り支援を実施したことにより、令和6年度から2年連続で目標値を大幅に上回っており、年々制度を活用する生活衛生関係営業者が増加していることから、施策が有効に機能していると評価できる。 【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】 - 指標3については、令和7年度の実績値は集計中であるが、改善命令等の増加を踏まえ法令遵守の周知に取り組んでいることから、令和6年度の実績値は目標を大幅に達成しており、施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標4については、目標を概ね達成しており、ビルクリーニング分野における特定技能制度に関する啓発資料を作成するなど、特定技能外国人のさらなる雇用・活用を促す取組を実施し、外国人の受入れ人数は増加傾向にあることから、施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標5については、母国でのセミナーの周知に取り組み、また、希望者が参加しやすいようセミナーの開催数を増加させ、目標を達成しており、施策が有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】 - 指標1については、前年度より当初予算が減少した中で、前年度の実績値は概ね維持しているため、生活衛生関係営業者の衛生水準の確保や各業の振興に関する効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標2については、予算の範囲内の執行でありながら、貸付件数が増加しているため、事業は効率的に行われていると評価できる。 【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】 - 指標3については、令和7年度の実績値は集計中であるが、令和6年度は予算の範囲内での執行でありながら、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標4については、予算額に大きな変動が無い中、外国人の受け入れ人数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標5については、予算の範囲内での執行でありながら、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】 - 指標1については、人的リソースが少なく体制が整っていない組合による計画の策定が進まないといった課題がある中、目標は達成できなかったが、近年と同等水準実績値は維持できたほか、目標値の8割以上の実績値は達成できたことから、引き続き目標達成を目指していく。 - 指標2については、令和5年度まで減少傾向にあったものの、コロナ禍が明けて貸付件数が大幅に増加した上、生活衛生関係営業者について現下の情勢により経営状況が厳しくなり、さらに貸付件数が増加傾向にあるため、中小零細企業が多くを占める生活衛生関係営業の事業継続を下支えしていると評価できることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】 - 指標3について、令和7年度の実績値は集計中であるが、令和3年度以降改善命令等が10件を超える状況が続いていた中、令和6年度の実績値は目標を大幅に達成しており、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標4については、ビルクリーニング業の人材確保が困難な状況が続く中、受入開始以降順調に外国人の受入人数が増加していることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標5については、セミナー実施回数は年々増加しており、目標値を達成しており、外国人の受入人数の増加にも資していると考えられることから、着実に取組が進んでいると考えられる。

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。】 - 指標1については、目標年度における目標値の達成に向け、引き続き、連合会にしっかりと働きかけを行い、振興計画の策定にあたってのサポート及び事例の展開を行っていただき、より一層の目標達成のための取組を実施していく。 - 指標2については、概ね順調に推移していることから、引き続き、着実に取組を進めていく。また、目標値については、昨年度までの指標がコロナ禍での影響を踏まえたものであったため、コロナ禍の収束等を踏まえた適切な目標値となるよう設定の考え方について検討を行った結果、今年度からは「過去5年間の増加率の平均以上」という値に設定することとする。
		【達成目標2:建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。】 - 指標3については、令和7年度の実績値は集計中であるが、引き続き、目標達成に向けて、取組を進めていく。 - 指標4については、ホームページやセミナーにおいて、外国人に対しビルクリーニング業の魅力的な情報発信を強化することにより、引き続き、目標年度における目標値の達成に向けて取組を進めていく。 - 指標5については、目標値を達成しており、引き続き、なじみのない土地で働くことになる外国人にビルクリーニング分野に魅力を感じてもらい受入人数の増加にも資するよう、着実に取組を進めていく。令和8年度以降の目標値については、よりニーズに応じたセミナー内容の充実を図っている段階であるため、引き続き現在の目標値である四半期に1回より多くの開催を目指すこととする。

参考・関連資料等	- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(下記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/ - 業種別振興指針 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei05/ 「衛生行政報告例」 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html - 特定技能在留外国人数の公表等 URL: https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html
----------	---

担当部局名	健康・生活衛生局	作成責任者名	生活衛生課長 宮腰 奏子	政策評価実施時期	令和8年7月
-------	----------	--------	-----------------	----------	--------

指標 1：振興計画の業種別認定率（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（実績）			令和 8 年度（目標）【P】		
									（分母）	（分子）	認定率	（分母）	（分子）	認定率
興行場業	66.7	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4%	44	28	63.6%	44	29	65.9%
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	64.1	64.1	64.1	65.8	65.8%	37	24	64.9%	37	25	67.6%
旅館業（簡易宿所）	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0%	4	3	75.0%	4	4	100.0%
冰雪販売業	38.5	38.5	38.5	38.5	30.8	30.8	30.8	30.8%	13	4	30.8%	13	5	38.5%
4 業種 平均	60.3	60.1	59.9	60.5	58.6	58.6	59.0	59.0%	98	59	60.2%	98	63	64.3%